

第2回委員会等における 主なご意見と対応方針について

意見・質問事項	対応方針	資料4-1 該当ページ
【全般】		
都市公園移動等円滑化基準の改正を含めてご検討いただきたい。	今後の課題とする	—
約10年振りの改訂であり、法改正の理念とインクルーシブ・共生社会という面、これからの都市公園の理想像やあり方を整理して欲しい。	ガイドラインの本文に反映	P1,2
都市公園における移動等円滑化について、ハード・ソフト面も含めた対応を示した上で、ガイドラインの周知を含め、今後対応していく必要がある。	ガイドライン改訂後の説明会等での周知等を検討	—
【用語】		
①弱視、ロービジョン、②色覚異常、色覚障害、③視覚障害者誘導用ブロックについて、用語の統一・整理が必要ではないか。	①②は厚生労働省作成の文書、③はJISに合わせて修正	P10,50,89他
「本ガイドラインにおける主な対象者」において、「全聾」「難聴」は「聞こえない」「聞こえにくい」に変更できないか。	ご意見を踏まえて修正	P10
新たに「バリアフリートイレ」という用語が出てきたが「多機能トイレ」という用語も残っている。また、「バリアフリートイレ」の用語の使い方が建築設計標準と少し違うので整合を図る必要がある。	「多機能トイレ」は原則として、「バリアフリートイレ」に統一する。また、建築と都市公園では、移動等円滑化基準における便所のバリアフリーの基準が異なり、用語の統一は困難なため、建築のガイドラインとは用語が異なる旨を明記	P69,70

意見・質問事項	対応方針	資料4-1 該当ページ
【心のバリアフリー】		
「心のバリアフリー」の考え方をはっきり書くべきではないか。	ガイドラインの本文に反映	P3,4
【例外規定】		
歴史文化や自然環境はその公園の魅力となっていることが多く、魅力をいかに多様な方法で伝えるか、オルタナティブをいかに提案することも重要。都市公園以外の事例も集めた方がよい。	来年度以降、事例集等で対応することを検討	—
【ガイドラインの対象】		
「子どもとその保護者」も「高齢者、障害者等」同様に配慮が必要である。	ご意見を踏まえ、ガイドラインの「主な対象者」を修正	P11
ガイドラインの対象として、子どもを明記したことに伴い、ガイドラインの規定にも記述の追加が必要な場所がある。	ご意見を踏まえ、ガイドライン全般にわたり、確認・修正	P3,4 他
【当事者参加】		
当事者参加の取組事例として、街区公園レベルの豊玉公園（練馬区）の事例を取り上げて欲しい。	ガイドラインに事例を追加	P6
計画・設計段階からの当事者参加の推進は20年前からやっているが、そこを見直し、当事者と専門家、事業者も参加して議論することが重要である。	来年度以降、モデル公園の取組を通じて推進することを検討	—

意見・質問事項	対応方針	資料4-1 該当ページ
【各施設共通】		
対象者に「子ども」を明記することに関連して、出入口、転落防止等の基準の趣旨、標識の「表示方法」に「子ども」を加筆する。	ガイドラインの本文に反映	P37,50
通路幅の最低基準を見直して欲しい。	移動等円滑化基準の規定であるため、今後の課題とする	—
公園内の建築物は、建築設計標準に準拠とのことで、建築設計標準との齟齬がないよう確認が必要である。	ご意見を踏まえ、ガイドライン全般にわたり、確認・修正	P55他
【園路及び広場】		
視覚障害者誘導用ブロックについて、JISに準拠した配列と寸法のほかに、色に関する注意事項を加えてはどうか。	ガイドラインの本文に反映	P50
設置事例の紹介で、視覚障害者にとって望ましい車止めの内容を記載して欲しい。	来年度以降、事例集等で対応することを検討	—
エレベーターについてもガイドラインに盛り込んでいただきたい。	公共交通移動等円滑化基準に準じるものとするとして規定することにより、対応済み	P46

意見・質問事項	対応方針	資料4-1 該当ページ
【休憩所・管理事務所】		
カウンター下のスペースは65cmでは足を入れるのは難しく、カウンター上は70cmでは低すぎると思う。	建築設計標準の規定に合わせて修正。ご意見の内容は、今後の課題とする。	P55
夜間の管理事務所が無人の場合、緊急連絡体制を整備して欲しい。	公園により管理体制は様々であるため、来年度以降、事例集等で対応することを検討	—
【野外劇場・野外音楽堂】		
車椅子使用者用観覧スペースにおいて、「サイトラインを確保できる床の高さ」の具体的な寸法を、「参考」ではなく本文中に盛り込んでいただきたい。	野外劇場等の設計によって、サイトラインの確保に必要な床の高さは異なり、一律の基準を設けることは困難なため、今後の課題とする。	—
【駐車場】		
車椅子使用者用駐車施設は、複数化を明記して欲しい。	駐車場の台数が少ない公園もあるため、今後の課題とする。	—
車椅子使用者用駐車施設において、車椅子使用者の乗降に必要なスペースに屋根を設ける場合には、高さを230cm以上として欲しい。	ガイドラインの本文に反映	P65
駐車場の整備内容だけでなく、駐車場の設置場所を工夫する必要がある。観光地や米国の国立公園の事例も参考にして頂きたい。	来年度以降、事例集等で対応することを検討	—

意見・質問事項	対応方針	資料4-1 該当ページ
【便所】		
「(1) 便所全般の基準」は一般トイレ、(2) 以降がバリアフリートイレのガイドラインに読み取れてしまい、一般のトイレのバリアフリーの充実が読み取りにくくなっている。	(1) を最初にするよう構成を変更しているが、ガイドライン改訂後の説明会等での周知徹底を検討	—
大型ベッドは、本当に必要な方がいるので、必要なところには設置できるというようなところまでは書いておくべき。	望ましい整備内容(公園の規模、立地、施設内容、利用状況等に応じて整備)として記載	P82
「独立型バリアフリートイレ」は、どういう設備を選択するか、規模も関わってくるので、もう少し丁寧な議論が必要である。	バリアフリートイレと求められる設備は同じであるため、バリアフリートイレの規定を準用している。また、わかりやすさの観点から、「基準」と「ガイドライン」を切り分けて記載	P85
一般トイレの男女共用化は、管理事務所や大規模公園の施設内では可能性が高いと思う。	ご意見を踏まえて、ガイドラインの本文を修正	P75
公園のように乳幼児連れが多い空間では、乳幼児設備付き便房と車椅子利用者便房との利用区分を明確にする必要がある。	両方の機能を必要とする利用者もいるため、利用区分を完全に分離することは困難。 なお、バリアフリートイレに加え、乳幼児用設備等の個別機能を有する便房を設置することが望ましいという基準を設けている。	P69,73
一般便房にも言語障害者のため、防犯用にトイレ内から外に通報できるように赤ランプを付けることができないか。	公園により状況が異なるため、今後の課題とする	—

意見・質問事項	対応方針	資料4-1 該当ページ
【掲示板・標識】		
管理者が常駐しない公園や夜間の連絡方法として、電話番号だけでなく聴覚障害者が連絡可能な方法を加えて欲しい。	ガイドラインの本文に反映	P91

意見・質問事項	対応方針	資料4-1 該当ページ
【情報提供】		
オストメイト対応のトイレがあるかどうか、設備内容等に関する情報提供が欲しい。簡易型オストメイト設備の場合は、その旨を情報提供して欲しい。	ガイドラインの本文に反映	P100
高齢者・障害者等に効果的・効率的に情報を届くよう、関連部局・団体との連携や他施設での情報提供が「望ましい整備内容」となっているが、重要な視点であるため、「標準的な整備内容」に格上げするのはどうか。	公園により状況が異なるため、望ましい整備内容としているが、来年度以降、事例集等で対応することを検討	—
情報提供は、利用者からニーズを聞き取るなど利用者と管理者が双方向に情報を共有化を図る必要がある。	来年度以降、事例集等で対応することを検討	—
情報提供の内容は、障害者がどのように公園を利用し、楽しんでいるのかが分かると障害者は安心すると思う。管理者側からそれを発信するのは難しく、事例集で充実すると大変よいものになる。	来年度以降、事例集等で対応することを検討	—
【利用支援】		
「3-3(2) 利用プログラム」は「利用支援プログラム」あるいは「利用サポートプログラム」に表記を変えた方がよい。	ご意見を踏まえて見出しを修正	P111
支援を行う者として、「公園職員」だけではなく、「公園管理者」も明記して、「公園管理者」としての意識付けを明確にして欲しい。	ガイドラインの本文に反映	P109
このガイドラインは、管理者が常駐しない小規模な公園から管理者が常駐する大きな公園までを対象としているので、利用支援等のあり方は今後の課題である。	来年度以降、事例集等で対応することを検討	—

意見・質問事項	対応方針	資料4-1 該当ページ
【普及啓発】		
今回改訂のガイドラインは、整備する側が主に使うものであり、ソフト面については説明会や研修等の支援があるとよい。	ガイドライン改訂後の説明会等での対応を検討	—
設計者・管理者に理解してもらうため、教育プログラムが重要である。設計者、管理者、当事者、専門家で議論して、作り上げる経験をする则施設水準が上がる。	来年度以降、モデル公園の取組を通じて推進することを検討	—
公園管理者向けに、経験者や専門家の話が聞けるよう双方向形のオンライン研修を計画し、国が参加を促すようにして欲しい。	ガイドライン改訂後の説明会等での対応を検討	—
管理者が常駐しない公園は、公園管理者だけでは立ちゆかない部分があるので、利用者である当事者、市民への周知も必要である。	ガイドライン改訂は、記者発表の上で、HPに掲載するが、更なる周知方法を検討	—